作成例(法第10条第1項第1号)

#### 特定非営利活動法人〇〇〇〇定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇という。

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市〇〇町 〇〇丁目〇番〇号に置く。
- 2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を〇〇県〇 〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号、…に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、〇〇〇〇に対して、〇〇〇〇に関する事業を行い、〇〇〇〇に寄与することを目的とする。

<<u>第条</u>>と下線を付した条は、 法に定める必要的記載事項である。 それ以外の条文は、法人の任意によ る記載事項である。

<<u>第1条</u>>…名称は必要的記載事項 (法 11①二)

注:「NPO法人OOO」とすることも可能。

# <<u>第2条</u>>…**事務所の所在地は必要的記載事項**(法11①四)

注1:住居表示があるところでは住居表示を、住居表示がないところでは、地番を正しく記載する。

注2:「主たる事務所」と「その他の 事務所(=従たる事務所)」を明確 に区分した上で、設置する事務所 をすべて記載する。ただし、記載 が必要となるのはそれぞれの事務 所所在地の最小行政区画まででよ く、それ以下の住所は任意的記載 事項である。

## <<u>第3条</u>>…**目的は必要的記載事項** (法 11①一)

注:特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにする必要があるため、目的には、① 受益対象者の範囲、② 主要な事業、③ 法人の事業活動が社会にもたらす効果(どのような意味で社会の利益につながるのか)や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるように記載する。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に 掲げる種類の特定非営利活動を行う。
  - (1)

(2)

(事業)

- 第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業 を行う。
  - (1) 特定非営利活動に係る事業
    - ① 00000事業
    - ② 00000事業

- (2) その他の事業
  - ① △△△△△事業
  - ② △△△△△事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業 │ 参考: 第2項…法5① に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、 同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の〇種とし、正会員をもっ て特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員 とする。

<第4条>…特定非営利活動の種類 は必要的記載事項(法11①三)

注:法の別表に掲げる活動の種類の うち、該当するものを選択して記 載する(複数の種類の選択も可 能)。

## <第5条>…事業は必要的記載事項

(法 11①三及び十一)

参考:法5

注1:第1項…法人が行う具体的な 事業の内容を記載する。その際、 「特定非営利活動に係る事業」と 「その他の事業」の内容は明確に 区分しなければならない。

注2:「その他の事業」を行わない場 合は、「この法人は、第3条の目的 を達成するため、次の特定非営利 活動に係る事業を行う」旨を記載 し、第1項第2号及び第2項の記 載を要しない。

注3:「特定非営利活動に係る事業」 において、付随的な事業を行う場 合には、「その他この法人の目的を 達成するために必要な事業」旨を 記載する。ただし、「その他の事業」 ではこの旨の記載はできない。

<第3章>…社員の資格の得喪に関 する事項は必要的記載事項(法 11 (1)五)

参考:法2②一イ

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人 及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

:

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費 を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、 その資格を喪失する。
  - (1) 退会届の提出をしたとき。
  - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
  - (3) 継続して、〇年以上会費を滞納したとき。
  - (4) 除名されたとき。

## <第6条>

注1:ここでいう「社員」とは、社 団の構成員のことで、総会議決権 を有する者が該当する。

注2: 賛助会員等、正会員以外の会員種別を定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して、第2号以降にその旨を記載する。ただし、正会員(社員)以外の会員種別を定款で定めるかどうかは、法人の任意的記載事項。

## < 第7条>

注1:第6条において、正会員以外の会員について定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して記載することもできる(以下、第11条まで同じ。)。正会員以外については任意的記載事項。

注2:社員(正会員)以外の会員の 入会については、任意の条件を定 めることができるが、社員(正会 員)の資格取得については、不当 な条件を付けてはならない。(法2 ②一イ)

## <第8条>

注:入会金又は会費の設定がない場合は、記載を要しない。

## <第9条>

注:第4号…除名を資格喪失の条件 とする場合は、除名に関する規定 を置く(第11条参照)。 (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提 出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、 総会の議決により、これを除名することができる。この 場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えな ければならない。
  - (1) この定款等に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を したとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還し ない。

第4章 役員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
  - (1) 理事 〇〇人以上
  - (2) 監事 〇〇人以上

2 理事のうち、1人を理事長、〇人を副理事長とする。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶 │ 注2:第3項…法律上は、理事・監 者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又 は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役

## <第 10 条>

注:退会が任意であることを明確に する。任意に退会できない場合な どは法に抵触する。

## <第 11 条>

注:総会の議決以外に理事会の議決 やその他の機関の議決でも構わな い。

<第4章>…役員に関する事項は必 要的記載事項(法11①六)

## <第 13 条>

注1:第1項…理事の定数は3人以 上、監事の定数は1人以上としな ければならない(法15)。

注2:「理事」及び「監事」を明確に 区分する。なお、役員の定数は「〇 〇人以上〇〇人以下」というよう に上限と下限を設けることもでき る。

注3:第2項…職名は、理事長、副 理事長以外の名称を使用すること もできる。

## <第 14 条>

注1:第1項…総会以外で役員を選 任することも可能。

事が6人以上の場合に限り、配偶 者もしくは3親等以内の親族を1

員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはな らない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができ │参考:第4項…法19 ない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理す る。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人 を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき 又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名し た順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会 │ 注4: 監事は代表権を有しない。 の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又 は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反 する重大な事実があることを発見した場合には、これを 総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を 招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況に ついて、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請 求すること。

人だけ役員に加えることができる (法 21)。

## <第 15 条>

注1:第1項…理事長のみが法人の 代表権を有する場合に記載する。 理事長以外にも法人を代表する理 事がいる場合には、例えば「理事 全員は、この法人を代表する。」、 「理事長及び常務理事は、この法 人を代表する。」というような記載 をすること。(法 16)。

注2:第2項…理事長以外の理事が 代表権を有しない場合には、第 1 項に加えてその旨を明記すること が望ましい。

注3:第3項…副理事長が1人の場 合は、「理事長があらかじめ指名し た順序によって、」という記載を要 しない。

参考: 第5項…法 18

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されてい ない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで その任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、 総会の議決により、これを解任することができる。この 場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与え なければならない。
  - (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない 行為があったとき。

<第 16 条>

- 注1:第1項…**必要的記載事項**(法 24①(役員任期は2年以内におい て定款で定める期間とする。))
- ※総会にて役員を選任する場合、「役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない」という記載も可能。
- 注2:第2項…法人運営の円滑化を 図るため、第14条において<u>役員を</u> <u>総会で選任する旨を明記している</u> 場合に限り、法24②の規定に基づ き、任期伸長規定を置くことがで きる。
- 注3:第4項…役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被るおそれもあることから、前任又は任期満了後におうるは、辞任又は任期満行義務を負うに業務執行義務を負うに、おいる。とされている。とされている。数任者を選んではないから、至急後任者を選任するのがある。なお、この規定を根拠に2年を超えて役員任期を伸長することはできない。

<第 17 条>

参考:法22

## <<u>第 18 条</u>>

注:役員の解任は総会の議決の他、 理事会の議決やその他の機関の議 決でも構わない。 (報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬 を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁 償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。
  - (1) 定款の変更
  - (2) 解散
  - (3) 合併
  - (4) 事業計画及び予算並びにその変更
  - (5) 事業報告及び決算
  - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
  - (7) 入会金及び会費の額
  - (8) 除名
  - (9) 資産の管理の方法
  - (10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する 短期借入金を除く。第 46 条において同じ。) その他新 たな義務の負担及び権利の放棄
  - (11) 清算人の選任
  - (12) 残余財産の帰属
  - (13) 事務局の組織及び運営
  - (14) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

<第 19 条>

参考:第1項…法2②一口

注:第3項…総会以外に理事会等の 機関の議決でも構わない。

<<u>第5章</u>>…会議に関する事項は必 要的記載事項(法11①七)

<第 20 条>

参考:法14の2及び法14の3

<第 22 条>

注:定款で理事会等に委任している もの以外はすべて総会の議決事項 (法 14 の 5)。

なお、法定の総会議決事項(定 款変更、解散及び合併)以外の事 項については、理事会等の議決事 項とすることができる(第31条参 照)。

## <<u>第23条</u>>

注1:第1項…少なくとも年1回通 常総会を開催する必要がある(法 14の2)。

参考:第2項第1号…法14の3①

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集が あったとき。

(招集)

- 第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理 事長が招集する。
- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び 審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少な くとも開催の日の5日前までに通知しなければならな い。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会 員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席 した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案 した場合において、正会員の全員が書面若しくは電磁的 方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可 決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

注2:第2項第2号…社員総数の5 分の1以上を必要とするが、定款 をもってこれを増減することは可 能(法14の3②)

## <第 24 条>

注:第3項…総会の招集は、定款で 定めた方法により、少なくとも総 会の日の5日前までに行われなけ ればならない(法14の4)。

電子メールでの通知を想定する場合は「書面又は電磁的方法をもって」等と規定する。

## <第 26 条>

注:定款変更の際の定足数は、定款 に特別の定めがない限り、社員総 数の2分の1以上である(法 25 ②)。

## <第27条>

- 参考:第1項…法14の6(総会の議 決事項は、定款に別段の定めがな い限り、あらかじめ通知した事項 のみ。)
- 注:第3項…書面以外に電磁的記録 (法規2)による同意の意思表示 を可能とする規定を置くこともで きる(法14の9①)。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員 は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電 磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人とし て表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用につ いては、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員 │参考:第4項…法14の8 は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事 録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者若しくは電磁 的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっ ては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議 事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければなら ない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同 意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったと みなされた場合においては、次の事項を記載した議事録 を作成しなければならない。
  - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

<第 28 条>

参考: 第1項及び第2項…法14の7 注:書面による表決に代えて、電磁 的方法による表決を可能とする規 定を置くこともできる(法14の7 ③)。(電磁的方法とは、電子情報 処理組織を使用する方法。例えば、 電子メールなどがこれに該当する (法規1の2)。)

注:第3項…書面以外に電磁的記録 (法規 2) による同意の意思表示 を可能とする規定を置くこともで きる (法 14 の 9①)。

<第6章>…会議に関する事項は必 要的記載事項(法11①七)

(権能)

- 第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する 事項

(開催)

- 第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事総数の〇分の〇以上から会議の目的である事項 を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の 請求があったとき。

(招集)

- 第33条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求 があったときは、その日から〇日以内に理事会を招集し なければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催の日の〇日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可 否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事 は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的 方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び 第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席し たものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事

<第 31 条>

注:総会の権能と整合性をとる(第 22条参照)。

<第 35 条>

参考:第2項…法17

は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議 事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者若 しくは電磁的方法による表決者にあっては、その旨を 付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議 事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければなら ない。

第7章 資産及び会計

< 第 7 章 > · · · **必要的記載事項** (法 11 ①八及び九)

(資産の構成)

- 第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもっ て構成する。
  - (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
  - (2) 入会金及び会費
  - (3) 寄付金品
  - (4) 財産から生じる収益
  - (5) 事業に伴う収益
  - (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、 総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則 に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事 長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由によ り予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を <第 39 条>

注:総会の議決以外に、理事会等の 機関の議決とすることもできる。

## <第 40 条>

注:「法第27条各号に掲げる原則」 とは、正規の簿記の原則、真実性、 明瞭性の原則及び継続性の原則を いう。

経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費 <第 41 条~第 43 条及び第 46 条> 用を講じることができる。 注: 平成 15 年の法改正により、「予

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、 総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすること ができる。

(事業報告及び決算)

- 第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表 及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了 後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総 会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり翌 年〇月〇日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れ その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしよう とするときは、総会の議決を経なければならない。 <第 41 条~第 43 条及び第 46 条> 注:平成 15 年の法改正により、「予 算準拠の原則」は削除されている (法 27 一)。現行法上、予算管理 を行うか否かは法人の任意である ことから、予算管理を行わない場 合又は内規等で予算管理を行う場 合は、記載を要しない。

<<u>第 45 条</u>>…**必要的記載事項**(法 11①+)

第8章 定款の変更、解散及び合併

<<u>第8章</u>>…**定款の変更と解散に関する事項は必要的記載事項**(法 11① +二及び十三)

## (定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会 に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を 経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場 合、所轄庁の認証を得なければならない。

法 25③に規定する事項は、

- ①目的(法11①一)
- ②名称(法11①二)
- ③その行う特定非営利活動の種類及び当該特定 非営利活動に係る事業の種類(法11①三)
- ④主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴うものに限る)(法 11① 四)
- ⑤社員の資格の得喪に関する事項(法111五)
- ⑥役員に関する事項(役員の定数に係るものを 除く)(法 11(1)六)
- ⑦会議する事項(法11①七)
- ⑧その他の事業を行う場合には、その種類その 他当該その他事業に関する事項(法 11①十 一)
- ⑨解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)(法11①十二)
- ⑩定款変更に関する事項 をいう。

#### (解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

## <第 47 条>

参考:法25

注1:定款変更の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の 2分の1以上が出席し、その出席 した社員の4分の3以上の議決が必要となる。

## <第 48 条>

参考:第1項…法31①

第 1 号…法 31①一

第2号…法31①三

第3号…法31①四

第 4 号…法 31①五

第5号…法31①六

第6号…法31①七

第7号以下…法31①二(定款で定めた解散事由の発生)

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、 正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならな い。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の 認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第49条 この法人が解散(破産手続開始の決定による解散 を除く。)するときは総会において、清算人を選任する。 又は、選任しない場合は理事長が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定に よる解散を除く。) したときに残存する財産は、法第 11 条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡 するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会におい │ <第51条> て正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁 の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示する とともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2 注:第2項…解散の際には、定款に 特別の定めがない限り、社員総数 の4分の3以上の承諾が必要とな る (法31の2)。

参考:第3項…法31②

<第 49 条>

参考:法31条の5(清算人は、定款 に別段の定めがあるとき、又は総 会において理事以外の者を選任し たときを除き、理事がなる。)

<第50条>

参考:法113、法32

注1:「残余財産の帰属すべき者」は、 他の特定非営利活動法人、国又は 地方公共団体、公益財団法人又は 公益社団法人、学校法人、社会福 祉法人、更生保護法人から選定さ れなければならない(法113)。

注2:帰属先を定めない場合、又は 帰属先が明確でない場合は、国又 は地方公共団体に譲渡されるか国 庫に帰属されることとなる(法32 (2)(3)

注:定款に特別の定めがない限り、 合併の際には、社員総数の4分の 3以上の議決が必要(法第34条)。

<第9章>…**必要的記載事項**(法 11 ①十四)

第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇に 掲載して行う。

公告方法	〇〇の記載例
官報	官報
日刊新聞紙	千葉県において発行する△△新聞
	この法人のホームページ
電子公告	内閣府NPO法人ポータルサイト
	(法人入力情報欄)
主たる事務所の	
公衆の見えやす	この法人の主たる事務所の掲示場
い場所	

## 第10章 事務局

(事務局の設置等)

- 第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議 決を経て、理事長が別に定める。

#### 第11章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の 議決を経て、理事長がこれを定める。

## <第 52 条>

注1:公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることである。法人の活動実態に応じて、官報、日刊新聞紙や法人のインターネットホームページ、法人の掲示場を選択して記載することが考えられる。

また、「官報及びこの法人のホームページにより」等、複数の方法で公告することもできるが、定款に記載された全ての方法で必ず公告しなければならない。

- 注2:官報以外の公告方法を選択した場合であっても、以下の①及び②の公告については、選択した公告方法に加え、官報に掲載して行う必要がある。
  - ①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告(法31の10④) ②清算人が清算法人について破産 手続開始の申立を行った旨の公告

(法31の12④)

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長

0 0 0 0

副理事長

0 0 0 0

理事

0 0 0 0

同

0 0 0 0

:

監事

0 0 0 0

同

0 0 0 0

:

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の 規定にかかわらず、成立の日から〇年〇月〇日までとす る。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から〇年〇月〇日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 〇〇〇円

正会員会費 □□□円(1年間分)

(2) 賛助会員入会金 △△△円

賛助会員会費 ▽▽▽円(1年間分)

## <附則>

注1:設立当初の記載内容は、成立 後において変更しない。

注2:第2項…**必要的記載事項**(法 11②)役員名簿の記載内容と一致 させる。

注3:第3項…至年月日は、成立の 日から2年を超えてはならない。 総会の開催時期を考慮に入れ、

役員任期の末日を事業年度の末日 の2~3ヶ月後にずらしておく と、法人運営に支障をきたすおそ れが少ない(第16条注2参照)

注4:第6項…正会員以外の会員に ついて定める場合は、正会員と区 別して記載する。

この作成例の条文の構成は、想定しうる項目をできるだけ掲載していますので、定款づくりを始めるにあたって、 是非検討の素材としてください。

ここから不要と考える規定を削ることも、別途必要と考える規定を追加・修正することも、これを参考としつつ 独自の規定・定款を作ることも可能です。ただし、定款に必ず規定しなければならない事項(必要的記載事項) が記載していない場合は、不認証となりますので注意してください。